様式第10号（第14条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（正・副）

|  |
| --- |
| 許可申請書令和　　年　　月　　日　岸和田市長　様申請者　住所　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　（電話　　　　　　　　）　　都市計画法第53条第１項の規定による許可を受けたいので、下記により申請します。記 |
| １ | 建築物の敷地の位置及び地番 | 岸和田市　　　町 |
| ２ | 都市計画施設等の名称 |  |
| ３ | 建築物の構造及び階数 |  |
| ４ | 新築･増築･改築又は移転の別 |  |
| ５ | 敷地面積 | 建築面積 | 延床面積 |
| ㎡ | ㎡ | ㎡ |
| ＊これより下は記入しないでください。 |
| 岸和田市受付欄 | 許　可　証　欄 |
|  | 岸和田市指令　　　　第　　　号　当許可申請については、下記の条件を付してこれを許可します。　　令和　　年　　月　　日岸和田市長　　　 |
| ・許可の条件　本申請の建築物を譲渡する場合、譲受人に対し、都市計画事業施行の際は、当物件を撤去又は移転しなければならないことがある旨を十分説明すること。 |
| （教示）１　審査請求についてこの処分について不服がある場合は、岸和田市長に対して審査請求をすることができます。ただし、次の①又は②のいずれかに該当するとき（正当な理由があるときを除く。）は、審査請求をすることができなくなります。①この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月を経過したとき。②この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したとき。２　取消訴訟についてこの処分の取消しの訴えは、岸和田市を被告として（訴訟において岸和田市を代表する者は、岸和田市長となります。）提起することができます。ただし、次の①又は②のいずれかに該当するとき（正当な理由があるときを除く。）は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。①この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月を経過したとき。②この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したとき。 |

　（備考）１　申請者が法人である場合は、その法人の名称、代表者名を記載してください。

　　　　　２　建築確認手続は都市計画法第53条の許可を受けた後に行ってください。